



令和7年度

上山市結婚新生活補助金のご案内

(令和7年1月～令和8年3月に婚姻した世帯)

◆上山市は、20代も30代も1世帯あたり60万円を上限に補助◆

上山市で新生活を始める新婚世帯を応援するため、住宅賃借、引越し費用を補助します
上限60万円に届かなかった分は、令和8年度も引き続き申請可能です



対象世帯(新規申請の世帯)

●条件すべてを満たす場合のみ、補助を受けることができます

□婚姻した世帯で、原則夫婦共に上山市内の賃貸住宅に住民票がある

(婚姻日は、令和7年1月1日～令和8年3月31日)

□夫婦共に婚姻日の年齢が39歳以下

□令和6年分(令和6年1月1日～12月31日)の夫婦の合計所得金額が
500万円未満

※複数の所得がある場合は、全ての所得の合計となります

※貸与型奨学金の返済を現在も行っている場合は、世帯の所得額から返済額を控除

□市税を完納していること

□他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと

(結婚新生活の補助金と内容が重複しない補助金をのぞく)

□過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと

□交付申請時より、夫婦共に2年以上継続して上山市に住む意思があること



対象経費

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間にかかった経費や費用

●住居費

婚姻を機に賃借した住宅の賃料・共益費、敷金、礼金、仲介手数料

※勤務先から住宅手当を受けている場合は、手当分を差し引いて補助

※駐車場代、火災保険料、水道光熱費、設備購入代等は対象外

●婚姻に伴う引越しに要した費用

引越し業者や運送業者へ支払った費用が対象

※レンタカーを借りて自身で引越しを行った場合の費用などは対象外



申請期間

令和7年6月16日～令和8年3月31日まで(郵送の場合は、令和8年3月31日必着)

手続きの流れ

まずは、上山市役所 福祉課 地域福祉係へ
窓口もしくは電話でお問合せ下さい



※窓口にお越しの際は、事前に予約をお願いします
023-672-1111（内線147）



必要書類

●必ず必要なもの

- ☐ 上山市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 戸籍謄本の写し（婚姻後の世帯）
- ☐ 物件の賃貸借契約書の写し
- ☐ 住宅手当支給証明書（様式第2号）
夫婦2名分、申請時に在職の人のみ。
手当を受給していなくても、「受給していない」ことの証明が必要です。
- ☐ 住居費の領収書又は家賃等支払証明書（様式第3号）
- ☐ 同意書兼誓約書（様式第4号）

●該当する場合、必要なもの

- ☐ 令和6年分の所得証明書（令和7年1月1日時点で上山市に住所がない方）
- ☐ 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合）
- ☐ 引越しに係る領収書の写し（引越し業者や運送業者を利用した場合）

申請



審査を実施



交付決定通知書と請求書(様式第8号)を送付します



振込